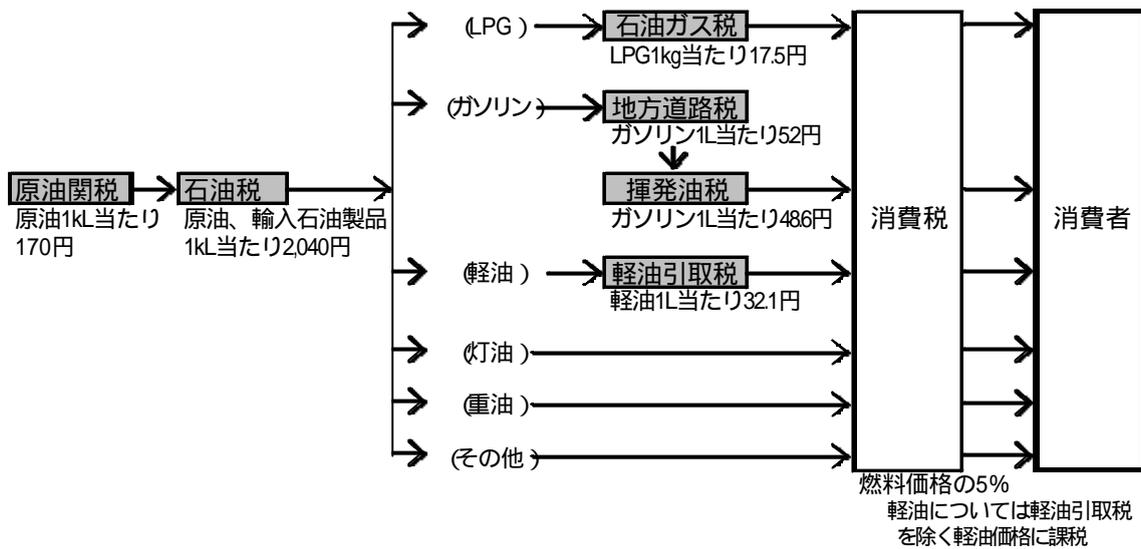


石油および工業用アルコールの関係諸税

1. 石油製品諸税の体系



2. 工業用アルコールの関税

- ・ 現在、輸入アルコールに対する関税があり、現行実行税率は 27.2%である。
- ・ 平成 13 年度の「関税改正に関する関税率審議会答申」では、個別品目の関税率の改正として工業用アルコールの関税について無税とすることとされており、これに基づき平成 18 年 4 月以降は工業用アルコールに係る関税が撤廃される予定である。
- ・ アルコール事業法では、アルコール専売法の廃止に伴い、平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間はアルコール専売制度廃止後の暫定措置として、NEDOがアルコールの一手購入・販売を行うこととなっている。このため、工業用アルコールは全て NEDO によって購入され、関税については無税となる。